

京都さつき法律事務所報 第22号 2013(平成25)年8月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

暑中お見舞い申し上げます

2013年盛夏

京都さつき法律事務所一同



相続税が変わります

弁護士 山下信子

現在、相続税については、5000万円＋法定相続人1人につき1000万円の基礎控除が設定されています。たとえば、ある人が、妻と2人の子を残して死亡した場合、遺産の評価が、

5000万円＋1000万円×3人＝8000万円以下であれば、相続税は掛かりません。

ところが、平成27年1月1日以降の相続からは、基礎控除額が引き下げられ、3000万円＋法定相続人1人につき600万円、に改正されました。上の例では、4800万円以上の遺産があれば、4800万円を超える部分に相続税が掛かってきます。

8000万円の資産を遺せる人はそう多くはないかもしれませんが、老後の不安が解消されない状況で、自宅不動産と預貯金などあわせれば4800万の財産があるケースは珍しくないでしょう。特に地価の高い都市部において、相続税のかかる人が増えるでしょう（なお、改正後も配偶者が、法定相続分である

2分の1、または1億6000万円まで、相続で取得すれば、この分の相続税の負担がないことは従前のままです）。

ちなみに、最高裁判所の司法統計によると、遺産分割の事件は、全国で10793件（平成23年度）、京都家庭裁判所で239件、うち調停成立件数は147件です。相続税に考慮しながら解決すべき事案も増えるでしょう。

「広大地」の判定

ところで、相続税に大きな影響を与えるものに「広大地」があります。国税庁の財産評価基本通達の評価方法で、「広大地」と判定されれば、土地の評価額が大きく減額されます。広大地判定の3要件は、①地域における標準的画地に比べて著しく地





山下宅のぼたんといひうつき

籍が大きいこと、②小館分譲住宅素地であること、③開発行為を行う場合に道路・公園等の公共施設用地の負担が必要なこと、です。広大地の評価、判定は複雑ですので、広大地の判定について、専門家に相談することを勧めます。また、「広大

地減価」の検討をしないで相続税の申請をしていないか、チェックする必要もあります。

三大都市圏の市街化区域で

500㎡以上の土地については、(500㎡未満でも地域によっては認められる可能性があります)、ぜひ注意してみてください。

【近況報告】

京都生協モデルフォレスト

京都生活協同組合は、平成22年に、京都府とモデルフォレスト運動の協定を結び、地元自治会の方々の協力のもと、亀岡市旭町の樹林の整備活動を行っています。「30年後に松茸のとれる山にする」ことを目標に、落ち葉掻き、枝うち、道の整備、伐採した樹木の移動等々の作業を、年に4、5回行っており、私は、今年の5月の土曜日、ようやく参加することができました。

とても楽しくちょっと物足りないくらいだったのですが、毎

回参加している方によると、ひと晩風が吹けば、また、少し間を置くと、以前と同じように荒れてしまうとのことでした。

人海作戦の必要と、なにより、バイオマス発電など、伐採した木くずなどの再利用のシステム化が必要と思いました。最近の日経新聞によると、固定価格買い取り制度を受けて、住友林業などが、木質バイオマス発電の事業を拡大するそうですが、京都府でも、取り組みが進むとよいと思います。

本條裕子弁護士がさつき事務所に入所してから、早や1年と半年が過ぎました。本條弁護士は、その外見から、やさしく冷静との印象を持つ方が多いようですが、行動をとみにしていると、「本條弁護士はおもしろい！」ことに気づきます。

まず、本條弁護士はタクシーの運転手さんに好かれる。弁護士は仕事柄よくタクシーに乗りますが、本條弁護士と一緒に乗ると、乗った瞬間から運転手さんはイソイソと親切に話しかけてきます。これに本條弁護士は、どこまでも愛想よくキャラキャラと付き合うので、運転手さんはますます嬉しげです。幼い頃から

『武闘派！ 本條』

「せめて愛想だけでもよくしとかなないと…」と育てられた山下は、きれいな人は愛想がなくてもよくて得だと偏見を持っていましたが、そうとは言えないことを知りました。

次に、本條弁護士は、依頼者から「本條先生でも怒ることがあるんですか？」と聞かれるくらい、依頼者に親切丁寧ですが、怒るべきときには怒り、相手方が誰であれひるみません。あるとき、本條弁護士が、電話の相手方に、「どうしてですか？ どうしてできないのですか？

理由をおっしゃってください」と激しく問い糾しているのが、事務所全体が、しーんと緊張して耳をそばだてるといったことがありました。「追求」されていたのは、ベテランの相手方弁護士で、このとき以来、管事務員は、本條弁護士を「武闘派本條先生」と名付けました。

さらに、本條弁護士は、腹が据わっています。最近では(というより元からか?)、「細かいこと気にしい」の山下の議論の相手になって、「大丈夫ですよ」と励ます、ハンサムウーマン振りを発揮しています。

本條弁護士をますますよろしく。(山下)

食材探しの日々

弁護士 本條裕子

前回のさつきニュース2013新年号では「裁判官は遠山の金さんではない」という話をさせていただきました。今回は、裁判官はどうやって見聞きしていないことについて判断をするか、ということについてお話します。

裁判では基本的に過去の出来事について判断しますが、その手がかりになるのが、現在残っている証拠です。その証拠から過去の出来事を推測するという方法をとります。

簡単な例で言うと、①朝起きたら地面が濡れている→夜中に雨が降ったのだろう、と推測できますし、②左手の薬指に指輪をはめている→その人は既婚者だろう、と推測できます。

どちらも、現在の証拠（①地面が濡れていること、②左手の薬指に指輪をはめていること）から、過去の出来事（①夜中に雨が降ったこと、②結婚したこと）を推測しているのです。

裁判でも基本的な考え方は同じです。

たとえば、契約書が残っていれば、そこに記載された内容の約束がされたのだろうと推測されます。

特に、契約書は、普通のメモ書きなどと違って、署名・押印をしていますし、レストランの席待表に名前を書くのと、契約

書に名前を書くのとでは、同じ署名でも全然意味合いが違うと捉えられます。つまり、その契約書に書かれた内容に納得したから署名したのだと裁判官は受け取るのです。

ですので、契約書に安易に書面に署名・押印すると、それが裁判で証拠として出されてしまった場合、「そんなつもりはなかったんだ」と反論するのはとても難しいのです（契約内容はよく確認してくださいね）。

証拠の有無や内容によって、裁判の見通しが大きく変わることも多々あります。

それでは、こうした書面のような証拠が無い場合、裁判官はどうやって判決を下すのでしょうか？

そこで登場するのが、裁判でのルール「立証責任」です。

「立証責任」とは、簡単に言うと、自分の主張を認めてほしい方がその証拠を提出する責任がある、ということです。

たとえば、AさんがBさんに対して、貸した100万円を返してくれ、と訴訟を起こした場合、「AさんがBさんに100万円を貸した」という証拠を提出する責任はAさんにある、Aさんがその証拠を提出できないと、Aさんは裁判で負けてしまうのです。

逆に、Aさんが100万円を貸したことを借用書で証明した場



合、今度はBさんが、「その100万円はもう返したんだ」という証拠を提出する責任を負う、という構造になっています。

このように、裁判では証拠がとても重要になります。私たちが裁判所に提出する訴状、準備書面等の文書でも、証拠があれば、より裁判官を説得しやすいものとなるのです。イメージでいうと、証拠が食材、それを文書にまとめるのが料理、というところでしょうか。ですので、私たち弁護士は、法律相談や打合せの際に、「何か証拠はないか?」、「○○は残っていないか?」というように、証拠（食材）探しをしているのです。

証拠は、契約書のようにはっきりわかりやすいものもあれば、登記を調べてわかる、現場を見に行つてわかる、医師に意見を聞きに行つてわかるというようにすぐには気が付かないもの、わからないものもあります。証拠は何もない、と諦める前に、何かないか、探してみる努力の大切さを、事件を通して何度も感じています。

菅佐知子事務員の



拝啓、愛しています

菅さんがちょっと休憩したいと言うので、「さつきシネマ菅」のファンには申し訳ありませんが、今回は、山下が「さつきシネマ」を担当します。ご紹介するのは、「拝啓、愛しています」。韓国で160万人が泣いたというヒット作です。私はこの夏、京都生協の仲間と京都シネマで観ました〜。

これは、老年の恋の物語であり、二組の男女の友情物語である。

主人公のマンソクは、息子夫婦や孫と同居し暮らしに困っていないが、妻に先立たれ友人はなく孤独である。マンソクは、あることをきっかけに、古紙回収のリヤカーを引く老女イップンに惹かれてゆく。そして、ラブレターを書き、恋人を待ちこがれ、ヤキモチを妬き……若者のように初々しい恋物語が展開していく。

マンソクは、もとは愛情表現をしない夫で、妻の体調悪化にも気づいてやれず、手遅れの癌で妻を亡くしていた。しかし、恋人イップンには、「あなたを愛しています」、「きれいだ」と率直に愛情表現をするようになる。マンソクのこの変化は、グンホン夫妻に学んだゆえであった。

グンホンは、駐車場の管理人をしつつ、認知症の妻スニを介護して献身的である。スニは、

帰宅したグンホンに、「きょう何をしたの？ 話してちょうだい」と甘え、「髪の毛が真っ白ね。年をとらないで」と思いやる。グンホンもまた、妻の信頼に応え、うっとおしいヤツと言ったり、妻のミスを責めたりは決してしない。

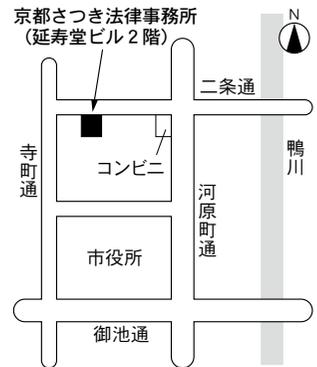
夫妻には3人の子があり、子育ての楽しい時期もあったが、子らは結婚を機に家を出て、「頻繁に会いに来ます」の約束を守らない。同居して母の世話をしよう言われぬか畏れてもいる。このあたり日本と同様の変化が韓国でもあるらしい。寂しさの中で、夫妻は互いだけを見、やさしい言葉だけを掛け合って暮らしてきたのだろう。

グンホンがスニを乗せて、桜並木の下をバイクで走ってゆく場面は、この映画中もっとも美しいシーンである。夫妻を見たイップンは、「ああやって老いたかった」と呟く。私も、スニがうらやましくてならなかった。

しかし、二組の男女は、壮絶でもあり意外でもある別れを迎えるのだった……。

離婚に向かっている夫婦が、ある一定の時期までに、この映画を見れば、修復の契機となるかもしれない。一番大切な人を粗雑に扱っていないか、省みることができるかもしれない。そう思わせる作品であった。

事務所へのアクセス



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

〒604-0931

京都市中京区河原町二条西入る
榎木町95番1 延寿堂ビル2階

京都さつき法律事務所

電話 075-257-3361

FAX 075-257-3371

編集後記

梅雨らしからぬ梅雨が明けたかと思えば、連日30度越えの毎日が続いています。暑いからとつつい冷たい飲み物ばかりを飲んでしまいがちですが、昔から「冷え」は万病のもとと言いますし、最近読んだ「冷えとり健康法」なる書籍によると、「冷え」下半身の体温が低い状態のことで、冷え性のように自覚症状がなくても、体に冷えがたまると、自然治癒力や免疫力が弱まり、万病の原因になるそうです。冬は冷えとり健康法に従い、靴下の重ね履きをしていましたが、さすがに夏場は暑すぎて休憩中です。おまけに夏のビールは美味しくついで飲みすぎでしまい、ますます体が冷えていって、どうしたものかと悩ましい毎日です。

とは言え、今年も嫌になるくらい暑くなるようですし、皆さまどうかご愛くださいますよう。

当事務所は8月15日から18日までお盆休みをいただきます。よろしくお願ひ致します。(事務局・菅佐知子)